

調査指導員養成研修

3. 要介護認定の仕組みと考え方

(評価軸の考え方)

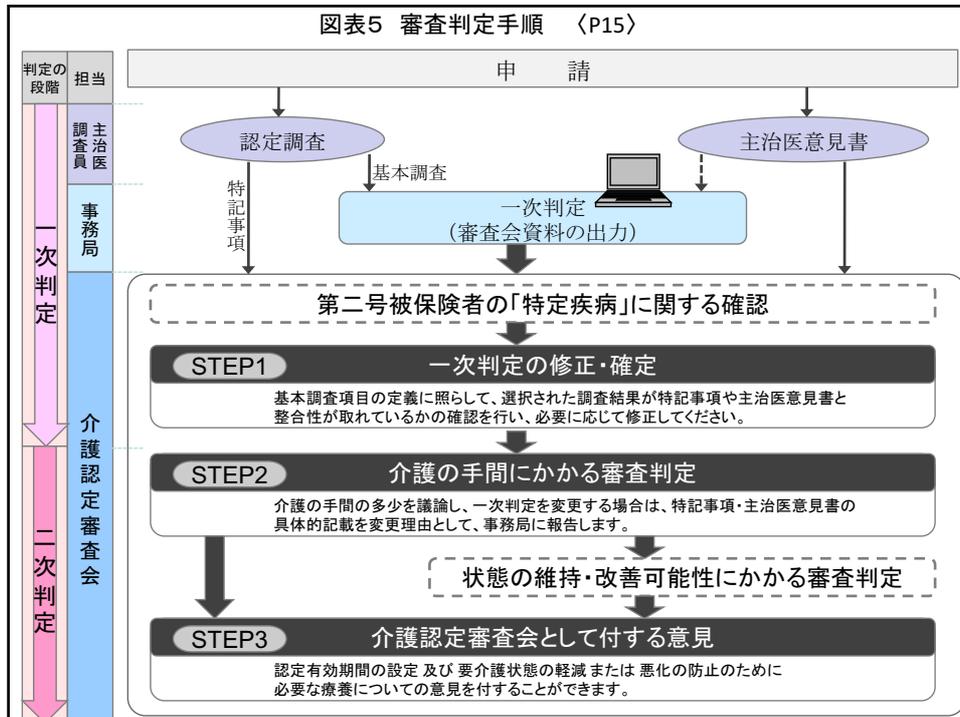
【 SEO財団 奥住浩代 】

要介護認定の仕組みと考え方

1	
2	
3	

介護保険法第1条(目的)

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。



介護認定審査会の役割

◆ 通常の例と比べて、より長い(短い)時間を介護に要していないか。

◆ 実際に、行われている介助が不適切ではないか。

介護の手間の審査



総合的に判断し、一次判定を修正・確定し必要に応じて一次判定の変更を行うことができる唯一の場「意思決定の場」である。

介護認定審査会資料 <P33>

1. 一次判定結果 (この分数は、実際のケア時間を示すものではない)

要介護1
要介護認定等基準時間 : 40.8分

25	32	50	70	90	110	(分)
非	支	支	介	介	介	介
	1	2	1	2	3	4
1	2	1	2	3	4	5

2. 中間評価項目進捗

第1群	第2群	第3群	第4群	第5群
82.1	100.0	100.0	92.6	40.4

3. 日常生活自立度
障害高齢者自立度 : J2
認知症高齢者自立度 : 1

4. 認知機能・状態の安定性の評価結果
認知症高齢者の日常生活自立度 : 1
認知症高齢者 : 2 a
主治医受診率 : 91.9%
状態の安定性 : 安定
給付区分 : 介護給付

5. 現在のサービス利用状況(なし)

2. 認定調査項目

調査項目	調査結果	前期結果
第1群 身体機能・起立動作		
1. 歩幅 (短一歩)	ある	
2. 歩幅 (短二歩)	ある	
3. 歩幅 (短三歩)		
4. 歩幅 (短四歩)		
5. 歩幅 (短五歩)		
6. 歩幅 (短六歩)		
7. 歩幅 (短七歩)		
8. 歩幅 (短八歩)		
9. 歩幅 (短九歩)		
10. 歩幅 (短十歩)		
11. 歩幅 (短十一歩)		
12. 歩幅 (短十二歩)		
13. 歩幅 (短十三歩)		
14. 歩幅 (短十四歩)		
15. 歩幅 (短十五歩)		
16. 歩幅 (短十六歩)		
17. 歩幅 (短十七歩)		
18. 歩幅 (短十八歩)		
19. 歩幅 (短十九歩)		
20. 歩幅 (短二十歩)		
21. 歩幅 (短二十一歩)		
22. 歩幅 (短二十二歩)		
23. 歩幅 (短二十三歩)		
24. 歩幅 (短二十四歩)		
25. 歩幅 (短二十五歩)		
26. 歩幅 (短二十六歩)		
27. 歩幅 (短二十七歩)		
28. 歩幅 (短二十八歩)		
29. 歩幅 (短二十九歩)		
30. 歩幅 (短三十歩)		
31. 歩幅 (短三十一歩)		
32. 歩幅 (短三十二歩)		
33. 歩幅 (短三十三歩)		
34. 歩幅 (短三十四歩)		
35. 歩幅 (短三十五歩)		
36. 歩幅 (短三十六歩)		
37. 歩幅 (短三十七歩)		
38. 歩幅 (短三十八歩)		
39. 歩幅 (短三十九歩)		
40. 歩幅 (短四十歩)		
41. 歩幅 (短四十一歩)		
42. 歩幅 (短四十二歩)		
43. 歩幅 (短四十三歩)		
44. 歩幅 (短四十四歩)		
45. 歩幅 (短四十五歩)		
46. 歩幅 (短四十六歩)		
47. 歩幅 (短四十七歩)		
48. 歩幅 (短四十八歩)		
49. 歩幅 (短四十九歩)		
50. 歩幅 (短五十歩)		
51. 歩幅 (短五十一歩)		
52. 歩幅 (短五十二歩)		
53. 歩幅 (短五十三歩)		
54. 歩幅 (短五十四歩)		
55. 歩幅 (短五十五歩)		
56. 歩幅 (短五十六歩)		
57. 歩幅 (短五十七歩)		
58. 歩幅 (短五十八歩)		
59. 歩幅 (短五十九歩)		
60. 歩幅 (短六十歩)		
61. 歩幅 (短六十一歩)		
62. 歩幅 (短六十二歩)		
63. 歩幅 (短六十三歩)		
64. 歩幅 (短六十四歩)		
65. 歩幅 (短六十五歩)		
66. 歩幅 (短六十六歩)		
67. 歩幅 (短六十七歩)		
68. 歩幅 (短六十八歩)		
69. 歩幅 (短六十九歩)		
70. 歩幅 (短七十歩)		
71. 歩幅 (短七十一歩)		
72. 歩幅 (短七十二歩)		
73. 歩幅 (短七十三歩)		
74. 歩幅 (短七十四歩)		
75. 歩幅 (短七十五歩)		
76. 歩幅 (短七十六歩)		
77. 歩幅 (短七十七歩)		
78. 歩幅 (短七十八歩)		
79. 歩幅 (短七十九歩)		
80. 歩幅 (短八十歩)		
81. 歩幅 (短八十一歩)		
82. 歩幅 (短八十二歩)		
83. 歩幅 (短八十三歩)		
84. 歩幅 (短八十四歩)		
85. 歩幅 (短八十五歩)		
86. 歩幅 (短八十六歩)		
87. 歩幅 (短八十七歩)		
88. 歩幅 (短八十八歩)		
89. 歩幅 (短八十九歩)		
90. 歩幅 (短九十歩)		
91. 歩幅 (短九十一歩)		
92. 歩幅 (短九十二歩)		
93. 歩幅 (短九十三歩)		
94. 歩幅 (短九十四歩)		
95. 歩幅 (短九十五歩)		
96. 歩幅 (短九十六歩)		
97. 歩幅 (短九十七歩)		
98. 歩幅 (短九十八歩)		
99. 歩幅 (短九十九歩)		
100. 歩幅 (短百歩)		
101. 歩幅 (短百一歩)		
102. 歩幅 (短百二歩)		
103. 歩幅 (短百三歩)		
104. 歩幅 (短百四歩)		
105. 歩幅 (短百五歩)		
106. 歩幅 (短百六歩)		
107. 歩幅 (短百七歩)		
108. 歩幅 (短百八歩)		
109. 歩幅 (短百九歩)		
110. 歩幅 (短百十歩)		
111. 歩幅 (短百十一歩)		
112. 歩幅 (短百十二歩)		
113. 歩幅 (短百十三歩)		
114. 歩幅 (短百十四歩)		
115. 歩幅 (短百十五歩)		
116. 歩幅 (短百十六歩)		
117. 歩幅 (短百十七歩)		
118. 歩幅 (短百十八歩)		
119. 歩幅 (短百十九歩)		
120. 歩幅 (短百二十歩)		
121. 歩幅 (短百二十一歩)		
122. 歩幅 (短百二十二歩)		
123. 歩幅 (短百二十三歩)		
124. 歩幅 (短百二十四歩)		
125. 歩幅 (短百二十五歩)		
126. 歩幅 (短百二十六歩)		
127. 歩幅 (短百二十七歩)		
128. 歩幅 (短百二十八歩)		
129. 歩幅 (短百二十九歩)		
130. 歩幅 (短百三十歩)		
131. 歩幅 (短百三十一歩)		
132. 歩幅 (短百三十二歩)		
133. 歩幅 (短百三十三歩)		
134. 歩幅 (短百三十四歩)		
135. 歩幅 (短百三十五歩)		
136. 歩幅 (短百三十六歩)		
137. 歩幅 (短百三十七歩)		
138. 歩幅 (短百三十八歩)		
139. 歩幅 (短百三十九歩)		
140. 歩幅 (短百四十歩)		
141. 歩幅 (短百四十一歩)		
142. 歩幅 (短百四十二歩)		
143. 歩幅 (短百四十三歩)		
144. 歩幅 (短百四十四歩)		
145. 歩幅 (短百四十五歩)		
146. 歩幅 (短百四十六歩)		
147. 歩幅 (短百四十七歩)		
148. 歩幅 (短百四十八歩)		
149. 歩幅 (短百四十九歩)		
150. 歩幅 (短百五十歩)		
151. 歩幅 (短百五十一歩)		
152. 歩幅 (短百五十二歩)		
153. 歩幅 (短百五十三歩)		
154. 歩幅 (短百五十四歩)		
155. 歩幅 (短百五十五歩)		
156. 歩幅 (短百五十六歩)		
157. 歩幅 (短百五十七歩)		
158. 歩幅 (短百五十八歩)		
159. 歩幅 (短百五十九歩)		
160. 歩幅 (短百六十歩)		
161. 歩幅 (短百六十一歩)		
162. 歩幅 (短百六十二歩)		
163. 歩幅 (短百六十三歩)		
164. 歩幅 (短百六十四歩)		
165. 歩幅 (短百六十五歩)		
166. 歩幅 (短百六十六歩)		
167. 歩幅 (短百六十七歩)		
168. 歩幅 (短百六十八歩)		
169. 歩幅 (短百六十九歩)		
170. 歩幅 (短百七十歩)		
171. 歩幅 (短百七十一歩)		
172. 歩幅 (短百七十二歩)		
173. 歩幅 (短百七十三歩)		
174. 歩幅 (短百七十四歩)		
175. 歩幅 (短百七十五歩)		
176. 歩幅 (短百七十六歩)		
177. 歩幅 (短百七十七歩)		
178. 歩幅 (短百七十八歩)		
179. 歩幅 (短百七十九歩)		
180. 歩幅 (短百八十歩)		
181. 歩幅 (短百八十一歩)		
182. 歩幅 (短百八十二歩)		
183. 歩幅 (短百八十三歩)		
184. 歩幅 (短百八十四歩)		
185. 歩幅 (短百八十五歩)		
186. 歩幅 (短百八十六歩)		
187. 歩幅 (短百八十七歩)		
188. 歩幅 (短百八十八歩)		
189. 歩幅 (短百八十九歩)		
190. 歩幅 (短百九十歩)		
191. 歩幅 (短百九十一歩)		
192. 歩幅 (短百九十二歩)		
193. 歩幅 (短百九十三歩)		
194. 歩幅 (短百九十四歩)		
195. 歩幅 (短百九十五歩)		
196. 歩幅 (短百九十六歩)		
197. 歩幅 (短百九十七歩)		
198. 歩幅 (短百九十八歩)		
199. 歩幅 (短百九十九歩)		
200. 歩幅 (短百歩)		
201. 歩幅 (短百一歩)		
202. 歩幅 (短百二歩)		
203. 歩幅 (短百三歩)		
204. 歩幅 (短百四歩)		
205. 歩幅 (短百五歩)		
206. 歩幅 (短百六歩)		
207. 歩幅 (短百七歩)		
208. 歩幅 (短百八歩)		
209. 歩幅 (短百九歩)		
210. 歩幅 (短百十歩)		
211. 歩幅 (短百十一歩)		
212. 歩幅 (短百十二歩)		
213. 歩幅 (短百十三歩)		
214. 歩幅 (短百十四歩)		
215. 歩幅 (短百十五歩)		
216. 歩幅 (短百十六歩)		
217. 歩幅 (短百十七歩)		
218. 歩幅 (短百十八歩)		
219. 歩幅 (短百十九歩)		
220. 歩幅 (短百二十歩)		
221. 歩幅 (短百二十一歩)		
222. 歩幅 (短百二十二歩)		
223. 歩幅 (短百二十三歩)		
224. 歩幅 (短百二十四歩)		
225. 歩幅 (短百二十五歩)		
226. 歩幅 (短百二十六歩)		
227. 歩幅 (短百二十七歩)		
228. 歩幅 (短百二十八歩)		
229. 歩幅 (短百二十九歩)		
230. 歩幅 (短百三十歩)		
231. 歩幅 (短百三十一歩)		
232. 歩幅 (短百三十二歩)		
233. 歩幅 (短百三十三歩)		
234. 歩幅 (短百三十四歩)		
235. 歩幅 (短百三十五歩)		
236. 歩幅 (短百三十六歩)		
237. 歩幅 (短百三十七歩)		
238. 歩幅 (短百三十八歩)		
239. 歩幅 (短百三十九歩)		
240. 歩幅 (短百四十歩)		
241. 歩幅 (短百四十一歩)		
242. 歩幅 (短百四十二歩)		
243. 歩幅 (短百四十三歩)		
244. 歩幅 (短百四十四歩)		
245. 歩幅 (短百四十五歩)		
246. 歩幅 (短百四十六歩)		
247. 歩幅 (短百四十七歩)		
248. 歩幅 (短百四十八歩)		
249. 歩幅 (短百四十九歩)		
250. 歩幅 (短百五十歩)		
251. 歩幅 (短百五十一歩)		
252. 歩幅 (短百五十二歩)		
253. 歩幅 (短百五十三歩)		
254. 歩幅 (短百五十四歩)		
255. 歩幅 (短百五十五歩)		
256. 歩幅 (短百五十六歩)		
257. 歩幅 (短百五十七歩)		
258. 歩幅 (短百五十八歩)		
259. 歩幅 (短百五十九歩)		
260. 歩幅 (短百六十歩)		
261. 歩幅 (短百六十一歩)		
262. 歩幅 (短百六十二歩)		
263. 歩幅 (短百六十三歩)		
264. 歩幅 (短百六十四歩)		
265. 歩幅 (短百六十五歩)		
266. 歩幅 (短百六十六歩)		
267. 歩幅 (短百六十七歩)		
268. 歩幅 (短百六十八歩)		
269. 歩幅 (短百六十九歩)		
270. 歩幅 (短百七十歩)		
271. 歩幅 (短百七十一歩)		
272. 歩幅 (短百七十二歩)		
273. 歩幅 (短百七十三歩)		
274. 歩幅 (短百七十四歩)		
275. 歩幅 (短百七十五歩)		
276. 歩幅 (短百七十六歩)		
277. 歩幅 (短百七十七歩)		
278. 歩幅 (短百七十八歩)		
279. 歩幅 (短百七十九歩)		
280. 歩幅 (短百八十歩)		
281. 歩幅 (短百八十一歩)		
282. 歩幅 (短百八十二歩)		
283. 歩幅 (短百八十三歩)		
284. 歩幅 (短百八十四歩)		
285. 歩幅 (短百八十五歩)		
286. 歩幅 (短百八十六歩)		
287. 歩幅 (短百八十七歩)		
288. 歩幅 (短百八十八歩)		
289. 歩幅 (短百八十九歩)		
290. 歩幅 (短百九十歩)		
291. 歩幅 (短百九十一歩)		
292. 歩幅 (短百九十二歩)		
293. 歩幅 (短百九十三歩)		
294. 歩幅 (短百九十四歩)		
295. 歩幅 (短百九十五歩)		
296. 歩幅 (短百九十六歩)		
297. 歩幅 (短百九十七歩)		
298. 歩幅 (短百九十八歩)		
299. 歩幅 (短百九十九歩)		
300. 歩幅 (短百歩)		

第2群 生活機能

第3群 認知機能

第4群 精神・行動障害

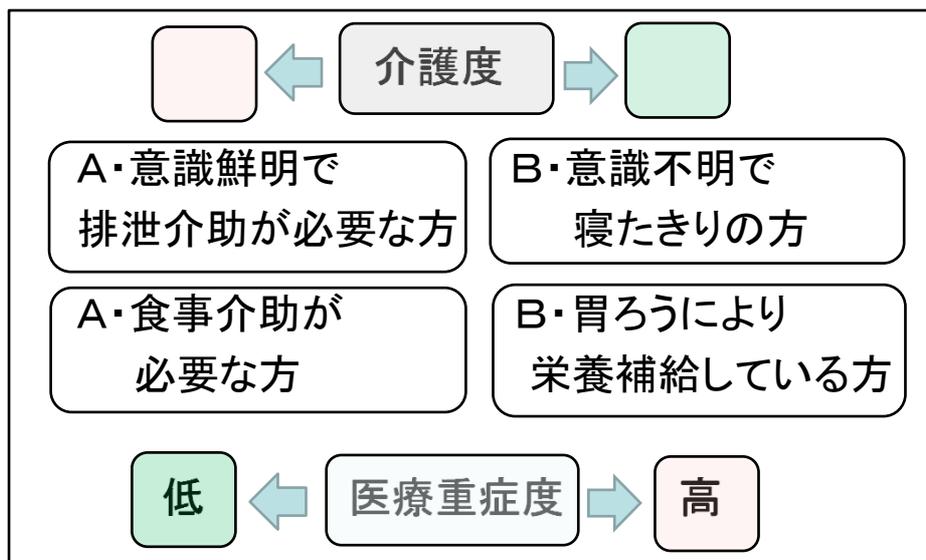
第5群 社会生活への適応

※特別な記載

基本調査の定義と疑義について

- 個別の状況に対する「個別の解釈」は、基本的に厚生労働省が提示している「認定調査員テキスト2009(改訂版)」と「要介護認定等の方法の見直しに係るQ&A」(平成21年9月30日)以外には存在しない。
 - 個別の解釈を示した場合、全国すべての調査員が、これら多数の「個別の解釈」を把握しない限り、標準化は進まない。
 - 全体のばらつきが、「一次判定に影響を及ぼす」と考えられるような疑義が発生している場合には、必要に応じて「Q&A」を発出する。

要介護認定と“介護の手間”



3つの評価軸の特徴

主な調査項目	身体能力 <small>(第1群を中心に10項目)</small> 認知能力 <small>(第3群を中心に8項目)</small>	生活機能 <small>(第2群を中心に12項目)</small> 社会生活への適応 <small>(第5群を中心に4項目)</small>	麻痺等・拘縮 <small>(第1群の9部位)</small> BPSD関連 <small>(第4群を中心に18項目)</small>
選択肢の特徴	「できる」「できない」の表現が含まれる	「介助」の表現が含まれる	「ない」「ある」の表現が含まれる
基本調査の選択基準	試行による本人の能力の評価	介護者の介助状況(適切な介助)	行動の発生頻度に基づき選択(BPSD)※
特記事項	日頃の状況 選択根拠・試行結果 (特に判断に迷う場合)	介護の手間と頻度 (介助の量を把握できる記述)	介護の手間と頻度(BPSD)※
留意点	実際に行ってもらった状況と日頃の状況が異なる場合 「日頃の状況」の意味にも留意する	「実際に行われている介助が不適切な場合」	選択と特記事項の基準が異なる点に留意 定義以外で手間のかかる類似の行動等がある場合(BPSD)※

有無

有無で評価する調査項目(21項目)

第1群	第4群
1-1 麻痺等の有無 1-2 拘縮の有無	4-1 被害的 4-2 作話 4-3 感情が不安定 4-4 昼夜逆転 4-5 同じ話をする 4-6 大声をだす 4-7 介護に抵抗 4-8 落ち着きなし 4-9 一人で出たがる 4-10 収集癖 4-11 物や衣類を壊す 4-12 ひどい物忘れ 4-13 独り言・独り笑い 4-14 自分勝手に行動する 4-15 話がまとまらない
第2群 2-12 外出頻度	
第3群 3-8 徘徊 3-9 外出すると戻れない	
第5群 5-4 集団への不適応	

有 無

麻痺等・拘縮

選択肢の選択 P27

調査対象者に実際に行ってもらう、あるいは状況を聞き取る

確認できる

(実際に行ってもらう)

確認できない

(状況を聞き取る)

日頃の状況と異なる場合
(より頻回な状況で選択)

より頻回な状況で選択

「ある」
を選択

「ない」
を選択

「ある」
を選択

「ない」
を選択

特記事項への
具体的な記載

特記事項への
具体的な記載

特記事項への
具体的な記載

特記事項への
具体的な記載

第1群 1-1: 麻痺等の有無 (下肢)

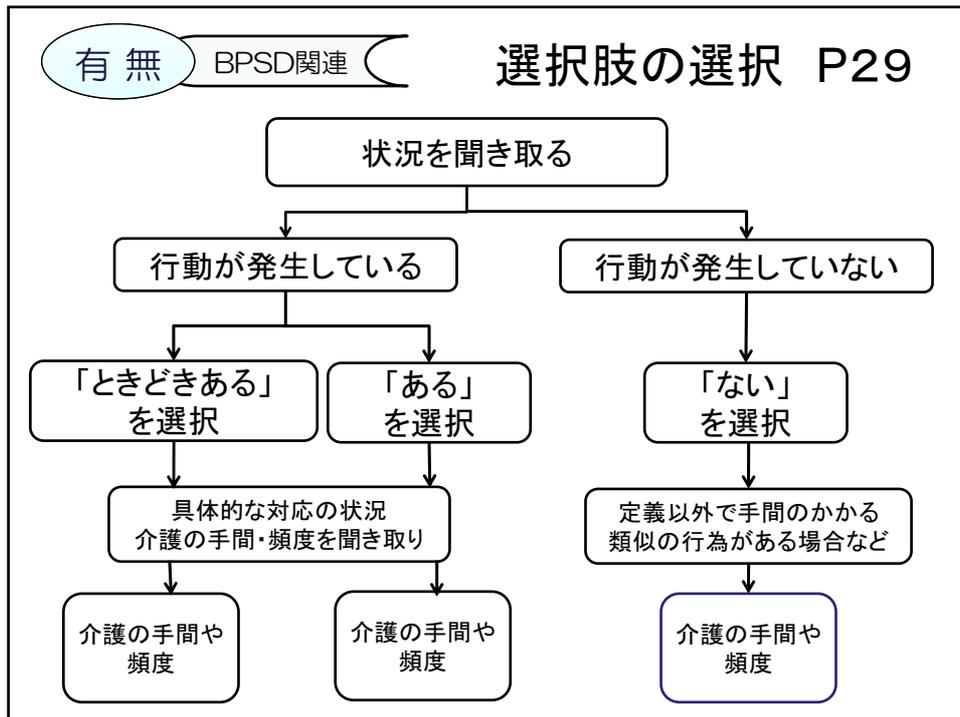
下肢麻痺「あり」が、「はずれ値」を示す要因になりうる
調査方法・判断基準

- 1・厳密に水平まで挙上できるかを基準としている場合
(軽度の可動域制限がある場合は、関節の動く範囲で行う)
- 2・背もたれにもたれない状態で確認動作を実施している場合

有無

BPSD関連

選択肢の選択 P29



BPSD関連で注意すべき点

- 「選択基準」と「特記事項」の視点は異なる
 - 選択基準＝「行動の有無」とその「頻度(ある・ときどきある)」
 - 特記事項＝「介護の手間」の具体的な「内容」とその「頻度」

行動の有無(選択基準)

介護の手間(特記事項)

定義に規定された行動
〈ある・ときどきある〉

介護の手間がある

〈具体的な対応や頻度等〉

介護の手間がない

〈何も介護の手間がない場合はそのことを記載〉

定義に規定された行動
〈ない〉

介護の手間がある

〈項目にはないが、介護の手間になっていることなどは記載〉

介護の手間がない

〈何も介護の手間がない場合はそのことを記載〉

STEP2 介護の手間にかかる審査判定<P22>

・ 議論のポイント

- (1)行動が「ある」ことをもって、介助が発生しているとは限らないため、特記事項の記載に基づき、必要に応じて二次判定で、コンピューターでは加味しきれない具体的な介助量を確認し、一次判定を変更するかどうか検討する必要があります。

第4群 精神・行動障害 【認定調査員テキスト P114】

当該行動が「あったか、なかったか」という事実が評価の基準となる

「精神・行動障害」とは、社会生活上、場面や目的からみて「不適当な行動」の頻度を評価する項目である。

第4群 精神・行動障害

【認定調査員テキスト P118】

4-3 感情が不安定

談話室などで職員と穏やかに会話していると突然怒り出して収まらなくなる事が、週に1回はあることから「3・ある」を選択する。

介護の手間が有っても無くても特記には記載する

職員はそのたびにそばに付き添い、
なだめるのに手間がかかっている。

〈認定審査会委員テキスト P22〉

◆感情不安定【ある】

週1回程、何の前触れもなく、突然泣き出すことがあるが、特に対応はとっていない。

◆感情不安定【ある】

ほぼ毎日、何の前触れもなく、突然泣き出すことがあり、なだめるのに傍らで15分ほど声かけを行っている。

BPSD関連で注意すべき点

- **BPSD関連項目は判断が難しい**
 - 調査員に医学的判断は求めない
 - 「幻視・幻聴」と「作話」の違い
 - 認知症か、他の精神疾患によるものか
 - 「明らかに周囲の状況と合致しない」の判断
 - 判断が難しい場合は少なくないが、最終的には、「介護の手間」が重要であることから、選択の有無に関わらず、特記事項の記載が重要。
- **複数選択**
 - 申請者に観察された特定の行動が、調査項目上、複数項目にまたがる場合は、該当するすべての項目を選択する。
 - 例) 大声でしつこく同じ作り話を繰り返す。

能力

能力で評価する調査項目(18項目)

P20

第1群

1-3 寝返り
 1-4 起き上がり
 1-5 座位保持
 1-6 両足での立位保持
 1-7 歩行
 1-8 立ち上がり
 1-9 片足での立位
 1-12 視力
 1-13 聴力

第3群

3-1 意思の伝達
 3-2 毎日の日課を理解
 3-3 生年月日や年齢を言う
 3-4 短期記憶
 3-5 自分の名前を言う
 3-6 今の季節を理解する
 3-7 場所の理解

第2群

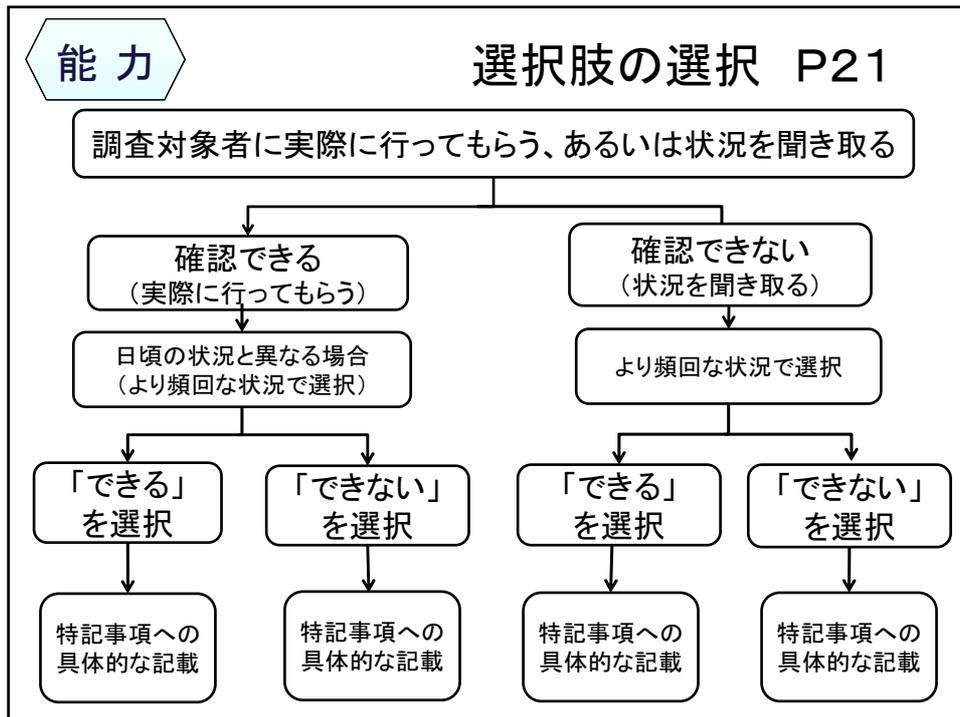
2-3 えん下

第5群

5-3 日常の意思決定

能力

選択肢の選択 P21



能力の項目の留意点

- 選択の基本は「試行」
 - 可能な限りテキストの規定する環境や方法で試行しているか
再度確認（安全確保を第一にすること）
 - 「歩行」を足場の悪い場所で試行していないか。
 - 「立ち上がり」を下肢が完全に机の下に入っている状態で試行していないか。
 - 選択の判断に迷う場合は、迷わずに特記事項へ
- 特記事項のポイントは「日頃の状況」の聞き取り
 - 日頃の状況≠日頃の生活の様子
 - 日頃の状況＝日頃の確認動作の「能力」

第1群 1-5:座位保持

- 「日頃の状況」に対する考え方
 - 「支えが必要」で選択の偏りが発生しやすい
要支援・要介護1レベルで「支えが必要」を選択している調査員には「定義」「留意点」の理解、「選択肢の根拠」など、調査の仕方を確認することも大切。
 - 日頃の状況
 - 日頃の生活(日中は居室のソファーにもたれて過ごしている)ではなく、「日頃の能力」を評価。
- 確認のポイント
 - 食事摂取時、排便時、洗身時、爪切り時などの姿勢も含めて、日頃の10分間の「座位の能力」を評価していく。

要介護認定質問受付窓口に寄せられる質問

厚生労働省
老健局 老人保健課
要介護認定適正化事業

「能力」の調査項目について

よくある質問

- 評価軸の理解不足により選択に混乱をする。
 - 例)「1-5 座位保持」
 - ほとんど臥床しているが、経管栄養を行うときのみ、1日に3回で30分くらい(1回10分程度)、ベッドをギャッチアップしている。
この場合、座位保持は「支えてもらえばできる」を選択するのですか？

考え方

- 能力で評価する項目は、当該調査項目の行動等について、確認動作を可能な限り実際に試行し、「できる—できない」の軸で選択を行うことが原則です。
- しかしながら、特記事項を見ると、上記質問例のように申請者の生活状況や介助の状況で選択し、当該調査項目の行動等が「できる—できない」の軸で選択が行われていない例が見られます。能力の項目における「日頃の状態」は日頃の介助の状況や日頃の生活ではなく、調査当日以外においても、確認動作を行う能力があるかどうかという視点から評価する点に留意してください。
- この他、「立ち上がり」の確認動作を行う際には、安全に十分に配慮し、なるべく周りに何も無い状態で行うと、より正確に把握することが可能です。(目の前に机があれば、立ち上がりの際に机に手をつくのは自然なこと)

第3群 3-4: 短期記憶

- 「短期記憶」の特徴
 - 第3群においてもっとも判断が分かれる項目
 - 中間評価項目得点は低いですが、調査項目で分岐する箇所がある(4か所)特に軽度者における「食事」の時間に影響が出る可能性があるため留意が必要
- 短期記憶における「ばらつきの因子」
 - 定義「面接調査の直前に何をしていたかを思い出す」を試行及び日頃の状態を検討する際の基本とすること
 - 「直前」の判断に対する考え方の差異
 - 他の調査項目と連動させるような判断基準は避ける
 - 確認テスト(3品提示)の試行方法の誤り
 - 3品を提示し、3品を隠して、事後に3品を回答してもらう方法は誤り

個別の解釈は示さない質問の例(1)

質問例

• 3-3 生年月日や年齢を言う

テキストP104に「実際の生年月日と数日間のずれであれば、「できる」を選択する、とありますが、「数日間」を何日と判断すればよいでしょうか？(3日のずれであれば「できる」に含むのか「できない」となるのか、判断に迷います)

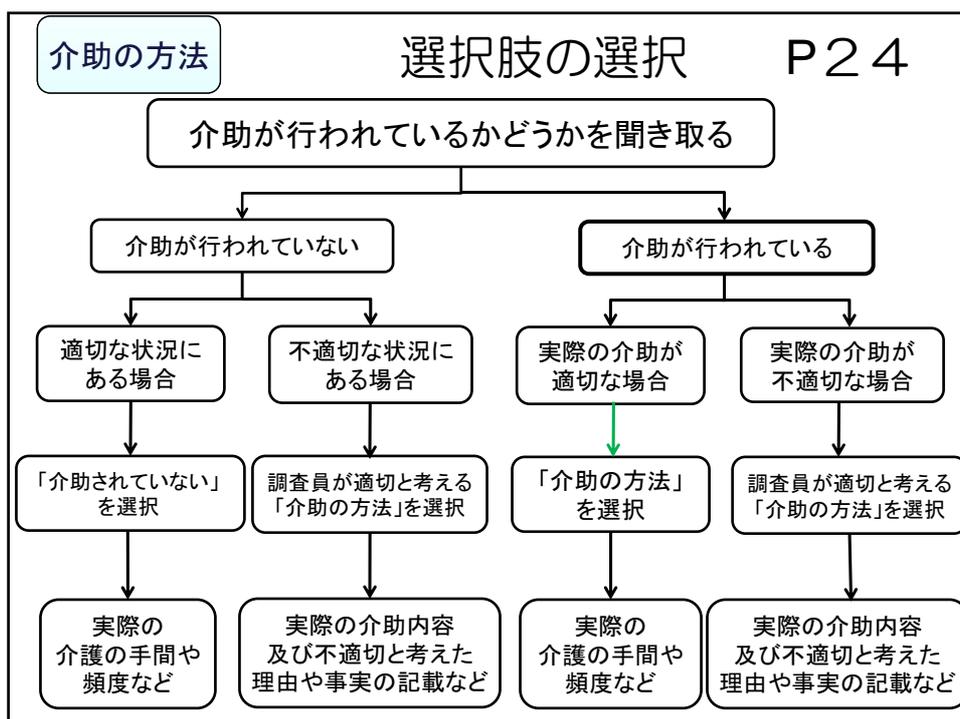
考え方

「数日間のずれ」というテキスト通りです。

「3日はどうか」に回答すると、「4日はどうか」「5日はどうか」「6日はどうか」という質問に全て答えざるを得なくなりますが、「数日間のずれ」という現行の運用で全国的に大きなばらつきは生じていません。判断に迷った場合は特記に記載し、審査会の判断を仰いで下さい。

介助の方法 介助の方法で評価する調査項目 (16項目)

第1群	第5群
1-10 洗身 1-11 つめ切り	5-1 薬の内服 5-2 金銭の管理 5-5 買い物 5-6 簡単な調理
第2群	
2-1 移乗 2-2 移動 2-4 食事摂取 2-5 排尿 2-6 排便 2-7 口腔清潔 2-8 洗顔 2-9 整髪 2-10 上衣の着脱 2-11 ズボン等の着脱	



1・認定調査員の基本原則

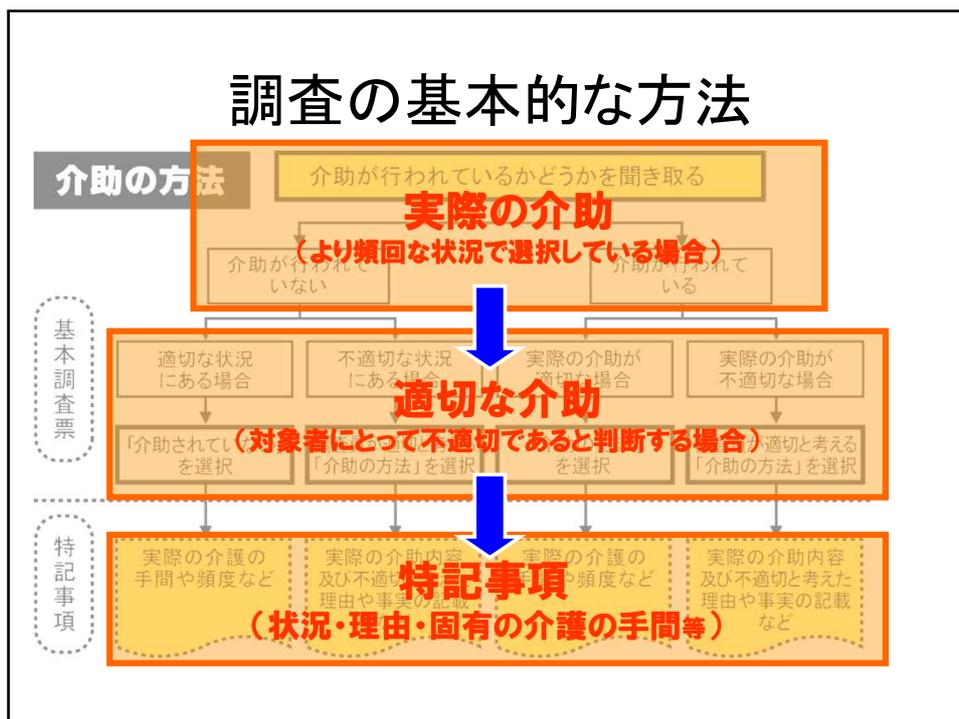
【認定調査員テキスト P6】

● 2つ目の●

「ポイントのみ」

- ◆ 公平公正で客観的かつ正確に行われる
- ◆ 介護の手間を適正に評価する
- ◆ (審査会委員が) 介護の手間を理解する上で必要な情報をわかりやすく記載する

調査の基本的な方法



実際の介助の方法が不適切な場合

【認定調査員テキスト P25④】

「実際に行われている介助が不適切」と考える場合

- 独居や日中独居等による介護者不在のために適切な介助が提供されていない場合
- 介護放棄、介護抵抗のために適切な介助が提供されていない場合
- 介護者の心身の状態から介助が提供できない場合
- 介護者による介助が、むしろ本人の自立を阻害しているような場合 など

「実際の介助の方法」が不適切な場合のポイント

「不適切」と考える理由は特記事項に記載する。

- ・理由が明記されていないと、
- ・審査会委員は、調査員の判断が妥当かどうか確認することができない。
- ・（理由の有無は、特記事項チェックの最大のポイントの一つ）

介助の適切性は総合的に判断する

- ・独居、老々介護のみを理由に判断するものではない。
- ・単に「できる-できない」といった個々の行為の能力のみで評価せず、
- ・生活環境や本人の置かれている状態なども含めて、総合的に判断する。
- ・生活の中で行われる介助は、本人の生活習慣などにも影響を受ける。

・【参考】(前略)これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う(後略)(介護保険法第1条)

介助の方法

【認定調査員テキスト P57(3)】

1-10 洗身 (身体の各所を洗う行為について評価)

【一連の行為に含まれないもの】

- ・入浴環境は問わない
- ・洗髪行為は含まない
- ・入浴行為は、この項目には含まない
- ・タオルに石鹸を付ける行為も含まない など

【認定調査員テキスト P23】

- ・ 介助の方法で評価する調査項目

(上から13行目)

また、記載する内容が選択肢の選択基準に含まれていないことであっても、介護の手に関係する内容であれば、特記事項に記載することができる。この内容が、介護認定審査会における二次判定(介護の手にかかる審査判定)で評価されることになる。

介助の方法

類似行為代替評価項目

生活習慣等によって行為が発生していない場合、以下の4項目は「類似の行為」で評価する。

- ・ 1-11 「つめ切り」
(全指を切断など)
- ・ 2-8 「洗顔」
- ・ 2-9 「整髪」(短髪など)
- ・ 2-11 「ズボン等の着脱」

第2群 2-1:移乗

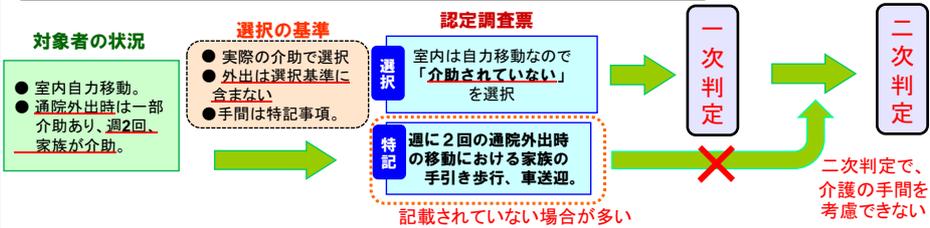
- 軽度者の移乗をどう考えるか。
 - 定義されている「移乗」行為がない場合。
 - 「調査対象の行為が発生しない場合」の規定(寝たきり状態など)と同様に考える。
- 移乗の類似行為は存在するか？
 - 「ベッド→歩行→便座(着座)」は移乗行為ではない。
 - 移乗の規定:「ベッドから車いす(いす)へ」「車いすからいすへ」「ベッドからポータブルトイレへ」「車いす(いす)からポータブルトイレへ」「畳からいすへ」「畳からポータブルトイレへ」「ベッドからストレッチャーへ」等、でん部を移動させ、いす等に乗り移ること。
- 体位交換の取り扱い
 - 最重度者における体位交換の特記事項については、「1-3:寝返り」(能力の項目)に記載せずに、「2-1:移乗」(介助の方法の項目)に頻度とともに記載するほうがわかりやすい。

第2群 2-2:移動

- 移動は日常生活に関する総合的な調査項目
 - 各調査項目の聞き取りで総合的に把握する(特に排尿)。
 - 想定される場面
 - 自宅内での移動(食事、トイレ、台所、来客時など)
 - 入浴時:通常時に介助がない場合でも施設やデイサービスなどの大浴場での対応が異なる場合がある。
 - 移動の機会を特定することが重要(=活動性や頻度を把握することができる)
- 外出時の移動や転倒等の頻度について丁寧な聞き取りを行う(特に軽度者)
 - 定義上、「外出時」の移動は、評価の対象に含まれない(基本調査の選択には含まれない)ものの、外出時の介助は、特に軽度者の介護の時間にかかる審査判定において議論されることが多いことから、「2-12:外出頻度」などと関連づけて特記事項を記載することが望ましい。
 - 「2-2移動」で「介助されていない」を選択する場合でも、転倒等の頻度により、申請者に必要な「機能訓練」に関する評価が異なる可能性がある。

※特記事項には、調査項目の定義「以外」の内容も記載することが重要

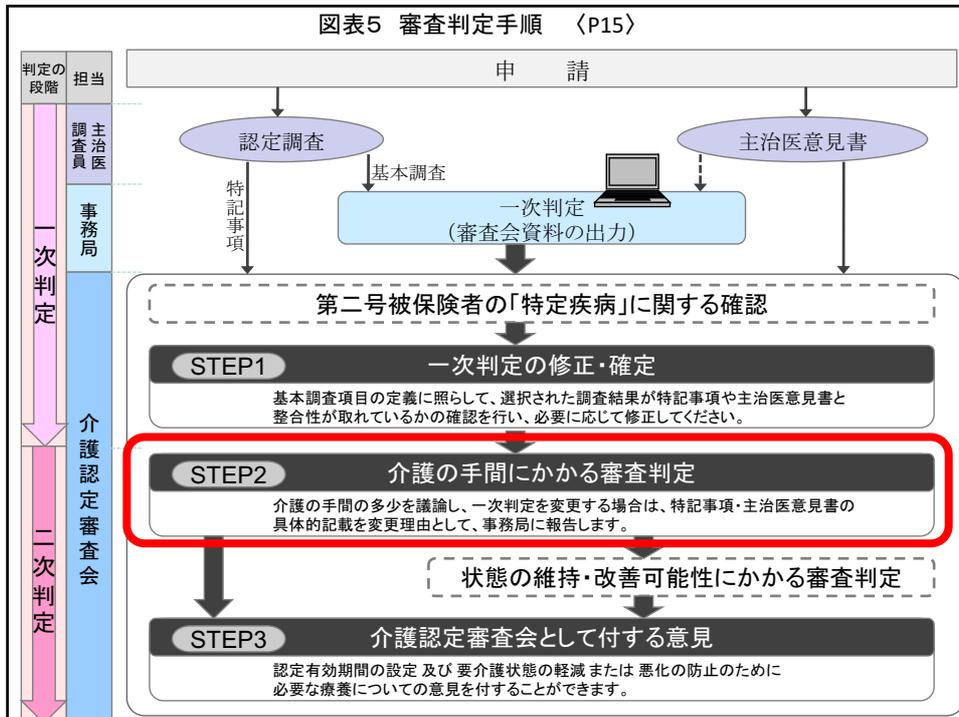
選択肢の選択基準に含まれていない場合の例(「2-2移動」の例)



いずれの認定調査項目にも実際に発生している介護の手間に対応した項目が設定されていない場合(「軟膏の塗布」の例)



図表5 審査判定手順 (P15)



第2群 2-5/2-6: 排尿・排便

• 失禁時の「適切な介助の方法」の考え方

- 失禁の原因がどこにあるかによって「適切な介助の方法」を検討する調査項目が異なる。

- トイレまでの移動に介護が必要な場合は「2-2移動」
- ズボンの上げ下げ・トイレへの誘導の声かけが必要な場合は「2-5排尿」「2-6排便」

- 独居等で失禁時の対応を自身で行っている場合の評価適切にできているのかという点を十分に確認
- 認定調査員が「不適切」と判断する場合は、そのように判断する具体的な理由や事実を特記事項に記載した上で、選択の妥当性について審査会の判断をあおぐ。

第2群 2-5/2-6: 排尿・排便

• ポータブルの掃除に関する解釈

- ポータブルの「一括清掃」(翌朝に1回の掃除で対応等)は、排泄介助の機会が複数あったものを、介護者の都合などで「1回」で処理した場合が想定されている。
- 選択の基準は、「より頻回な状態」での選択になるため、昼間はトイレで排尿している場合などは、深夜帯以外の介助の状況を十分に把握した上で、選択を決定する。
- なお、いずれの選択を行う場合も、ポータブルに対する介助の状況は、特記事項に頻度とともに記載することが重要。
- 便器まわりの掃除の考え方

第2群 2-7/2-8/2-9: 口腔清潔・洗顔・整髪

- 清潔保持系の調査項目における「一部介助」
 - 「口腔清潔」「洗顔」「整髪」における「行為の開始を促す声かけ」を「一部介助」に取っていないか。
※ 「歯を磨きに行きましようか？」(口腔清潔)など
 - 「介助されていない」→「一部介助」により、中間評価項目得点は、「11.8点」の差が生じる。

基本原則: 行為を行う場所(洗面所等)へ誘導する「声かけ」は
評価対象外
例外: 「排尿」「排便」における行動開始の「声かけ」は
「見守り等」を選択する。

第2群における「声かけ」の概念

- 「声かけ」における選択
 - 基本原則:
 - 該当する行為を行う中で発生する「声かけ」は評価対象となる
 - 調査項目によって選択肢が「見守り等」の場合と「一部介助」の場合がある点に留意する。
- 「声かけ」の評価 ※「声かけ」が必要な理由も記載
 - 該当する行為を行う中で発生する「声かけ」
 - 「そのタオルで顔を拭きましょう」(洗顔)
 - 「ボタンが一つずれていますよ」(上衣の着脱)

特記事項の役割(審査会での活用)

- 具体的な介助の量の評価
 - より介護の手間が「かかる」か「かからない」かの評価
 - 特記事項に記載された「実際の介助量(具体的な「介護の手間」「頻度」など)の記載から審査を行う。
 - 特記事項の記述をもとに、二次判定を行う。
- 特記事項に「一連の行為に含まれない介助」も記載
 - 基本調査は選択されていないが、「介助」は存在する場合の特記事項
- 適切な介助の評価
 - 認定調査員の「適切な介助」に関する判断について、特記事項をもとに確認・検討。
 - 必要が認められる場合は、一次判定修正を行う。

特別な医療

- 「特別な医療」における選択の三原則
 1. 医師、または医師の指示に基づき看護師等によって実施される医療行為に限定される(家族等は含まない)
 - 家族、介護職種の行う類似の行為は含まないが、「7. 気管切開の処置」における開口部からの喀痰吸引(気管カニューレ内部の喀痰吸引に限る)及び「9. 経管栄養」については、必要な研修を修了した介護職種が医師の指示の下に行う行為も含まれる。
 2. 14日以内に実施されたものであること
 - 「15日前の実施」をどう考えるか？

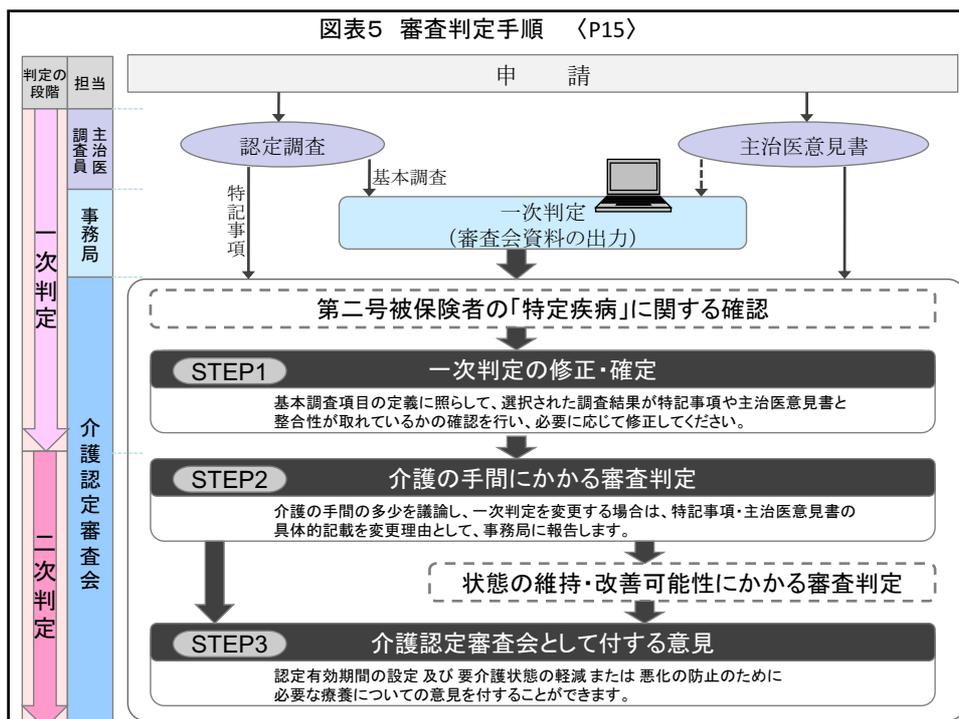
特別な医療

3. 急性期対応でないこと(継続的に行われているもの)

- 急性期対応かどうかの判断ができない場合:
開始時期や終了予定時期なども含め、
可能な限り客観的な情報を聞き取りで把握。
(医学的判断はしない)
- 誤った選択は、「要介護認定等基準時間」に大きな影響を与える。
 - 特別な医療は加算方式のため、「選択」をするだけで、
一次判定の要介護度が大幅に変化することがある。
 - 判断に迷うものは、介護認定審査会の「一次判定の修正・確定」の
手順において判断される。

軽度者と重度者の特記事項のポイント

- 最軽度者:第2群の選択のほとんどが「介助されていない」となる軽度者
 - 【移動】外出時の移動の状況、転倒等の頻度
 - 【排泄】排泄方法と失敗の有無(昼夜の違い、頻度など)
 - 【間接生活介助】第5群を中心とした生活支援の状況 など
- 最重度者:第2群の選択のほとんどが「全介助」となるような寝たきり等の最重度者
 - 【医療関連】経管栄養にかかる時間や処置、喀痰吸引の回数、
褥瘡の処置
 - 【BPSD関連】(カテーテル等の抜去など)の介護の手間
 - 【食事】食事摂取の介護にかかる時間
 - 【排泄】おむつ交換にかかる介護の手間
(回数、拘縮・介護抵抗・不潔行為などの有無)
 - 【移乗】体位交換にかかる介護の手間 など



介護保険法第1条(目的)

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。